

霧島市ふるさと創生総合戦略の概要等

平成30年7月11日
霧島市 企画部 企画政策課

説明内容

- 1 霧島市ふるさと創生総合戦略の概要**
- 2 霧島市ふるさと創生有識者会議の概要**
- 3 霧島市ふるさと創生総合戦略推進に係る組織体制**
- 4 今後のスケジュール**

まち・ひと・しごと創生法の概要

わが国の人口は、2008年の約1億2,800万人をピークに減少局面に突入し、2060年には1億人を割り込み8,700万人程度になると予想された。

このような少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に、国が平成26年に制定

まち・ひと・しごと創生とは・・・

次の事項を一体的に推進すること

まち・・・国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める
地域社会の形成

ひと・・・地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと・・・地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

まち・ひと・しごと創生法の概要

国は同法に基づき、全国の人口の現状と将来の展望を提示する「**まち・ひと・しごと創生長期ビジョン**」及び当該長期ビジョンを基に、今後5か年の政府の施策の方向を提示する「**まち・ひと・しごと創生総合戦略**」を閣議決定。

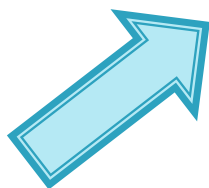
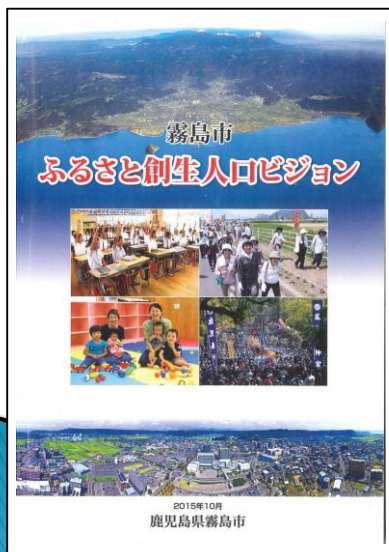
また、同法では、国や都道府県の策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を考慮して、地域の実状に応じた今後**5ヶ年の施策**の方向を提示する**市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略**（まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画）の**策定も努力義務**として規定されている。

本市の人口も、2000年の127,735人をピークに**減少傾向**が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、2040年の本市の人口は、約112,000人になると推計され、ピーク時からわずか40年で**約15,000人も減少**することになる。

本市においても、人口減少社会の克服に向け、市町村まち・ひと・しごと**総合戦略を策定**するとともに、市民や、事業者などと一体となった「**オール霧島**」で**戦略を推進**し、「**みらいある霧島市**」の創生に取り組むことを決定した。

霧島市ふるさと創生人口ビジョンの概要

国と同様に、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のために、本市の人口や産業の現状を分析し、人口に関する市民の皆様の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する基礎資料となる「霧島市ふるさと創生人口ビジョン」を策定



人口減少抑制に向けた取組

- ⇒ 婚活・子育て支援による出生率の向上
- ⇒ 移住者の受け入れによる社会増
- ⇒ 産業の活性化による雇用創出での若者の流出抑制

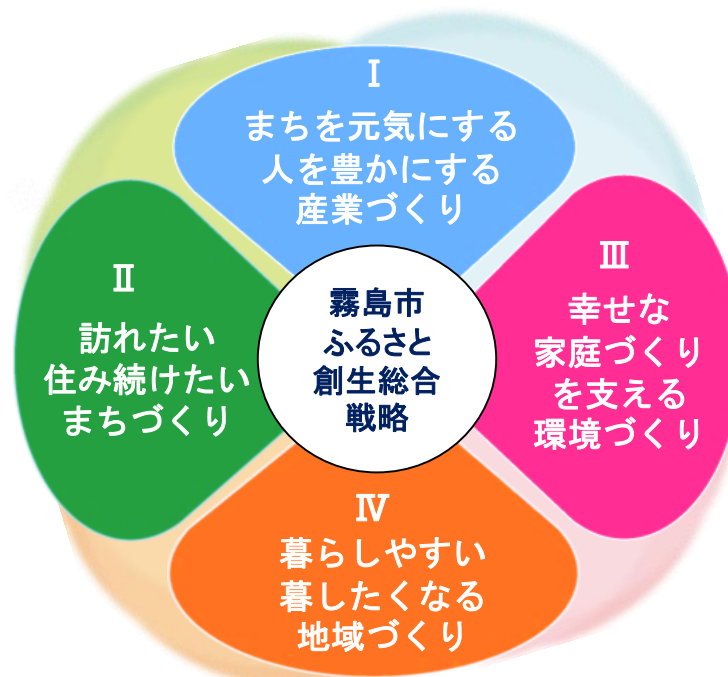
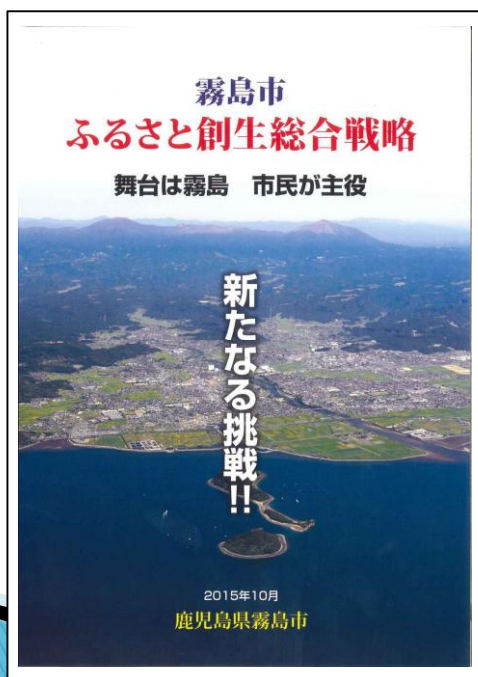


人口目標:**13万人**（2060年）を目指す

霧島市ふるさと創生総合戦略の概要

「霧島市ふるさと創生人口ビジョン」で掲げた2060年の**人口目標13万人**を達成するために必要な施策についての基本的な計画として、平成27年度から平成31年度までの**5年間**の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「霧島市ふるさと創生総合戦略」を平成27年10月に策定

総合戦略では、4つの基本目標及び成果指標を定め、推進する。



霧島市ふるさと創生総合戦略の概要

基本目標ごとの施策の概要・成果指標

基本目標Ⅰ まちを元気にする、人を豊かにする産業づくり

Ⅰ-1 「強み」を活かした企業の誘致、「連携」から創造する産業育成

- (1) 企業誘致強化プロジェクト
- (2) 地場産業・新規創業への支援
- (3) 新産業の創出

Ⅰ-2 「強い」農林水産業の育成、「稼ぐ」農林水産業の創造

- (1) 農林水産業の経営基盤強化
- (2) 農林水産業の“稼ぐ力”向上プロジェクト

成果指標

① 誘致企業件数

② 新規創業件数

基本目標Ⅱ 訪れたい、住み続けたいまちづくり

Ⅱ-1 I・J・U“移住天国霧島”魅力倍増計画

- (1) おじゃんせ霧島PRプロジェクト
- (2) おじゃんせ霧島支援プロジェクト

Ⅱ-2 “感動”を生み出す霧島流「五感再生ツーリズム」

- (1) 五感に響く観光資源の発見と価値の創出
- (2) 価値の伝達と観光客の誘致
- (3) 受け入れ環境の整備

Ⅱ-3 地元の学生や若者、女性と地元の企業を“繋ぐ”地元就職マッチング

- (1) 学生就職支援プロジェクト
- (2) 女性や若者が活躍できる雇用環境支援プロジェクト

成果指標

① 社会動態

② 若者の地元就職率

霧島市ふるさと創生総合戦略の概要

基本目標ごとの施策の概要・成果指標

基本目標Ⅲ 幸せな家庭づくりを支える環境づくり

Ⅲ-1 人生の喜びを実感できる、結婚・妊娠・出産・子育て支援

- (1) 出会いの場の創出
- (2) 妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり
- (3) 子育てをみんなで支える環境づくり

Ⅲ-2 子どもの夢と豊かな心を育む教育の推進

- (1) 子どもたちの夢をかなえる機会の提供

成果指標

- ① 合計特殊出生率
- ② 子育てしやすい環境が整っていると考えられる家庭の割合

霧島市ふるさと創生総合戦略の概要

基本目標ごとの施策の概要・成果指標

基本目標Ⅳ 暮らしやすい、暮らしたくなる地域づくり

Ⅳ-1 住民自治の推進による魅力ある地域社会の形成

- (1) 地域特性を活かしたまちづくり
- (2) 安心・安全なまちづくり
- (3) 医療体制の充実
- (4) 高齢者、障がいのある方が生き生きと暮らせる地域づくり

Ⅳ-2 既存ストック活用による小さな拠点等の形成

- (1) 住民の“よりどころ”となる“小さな拠点”形成
- (2) 空き家・空き店舗の利活用
- (3) 公共施設マネジメントの推進

Ⅳ-3 公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進

- (1) 地域交通ネットワークの充実
- (2) 高齢者や乳幼児を連れた方にやさしい交通環境の整備
- (3) 広域都市連携による特色あるまちづくり

Ⅳ-4 環境と調和したまちづくりの推進

- (1) 良好な環境の保全と形成
- (2) 環境に配慮した再生可能エネルギーの推進
- (3) 暮らしやすいまちを形成するための基盤整備やインフラ等の維持管理の推進

成果指標

住民満足度

説明内容

- 1 霧島市ふるさと創生総合戦略の概要
- 2 霧島市ふるさと創生有識者会議の概要
- 3 霧島市ふるさと創生総合戦略推進に係る組織体制
- 4 今後のスケジュール

1 目的（設置要綱第1条関係）

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する施策・取組を検討するにあたり、広く民間有識者の意見を聴取することを目的に設置

2 所掌事務（設置要綱第2条関係）

有識者会議は、市に対し、次の事項について、必要な助言、提案、報告等を行うものとなります。

- ①人口ビジョンの策定及び変更に関すること。
- ②総合戦略の策定及び変更に関すること。
- ③総合戦略の推進及び効果検証に関すること。

3 本日の有識者会議の役割

上記③の事項として、平成29年度に総合戦略に基づき実施した事業のうち、国の地方創生推進交付金を活用して実施した事業の市の効果検証に対して、助言、提案等をいただきます。

4 組織（設置要綱第3条関係）

有識者会議は、市政について、優れた見識を有する者及び公募に応じた者の15人で組織されます。

5 委員の選任方針

■ 総合戦略策定時（本会議の前身である霧島市地方創生有識者会議）

広く民間有識者等の意見を反映して、地方創生を効果的に進める必要があることから、市民、産業界、教育機関、金融機関及びメディア等の37人で構成する霧島市地方創生有識者会議を平成26年5月に設置し、総合戦略の策定に関し、多角的視点から助言・提案等を頂く。（組織体制については、総合戦略の5ページを参照）

■ 総合戦略策定後（新たに本有識者会議を設置）

総合戦略策定に係る経緯等を熟知していることを考慮し、前身の地方創生有識者会議の座長、副座長、4研究部会の部会長、副部会長、連携協定締結先のJAあいら、第一工業大学などから選出された委員15人で構成する霧島市ふるさと創生有識者会議を平成28年9月に設置

■ 今回の委員改選

まち・ひと・しごとの創生に向けた国の政策5原則の中で「地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界・士業（産官学金労言士）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。」と掲げられていることから、あらためて本市においても産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関などからそれぞれ見識を有する者を選任

6 委員長及び副委員長（設置要綱第3条関係）

委員長 1 人を委員の互選により、副委員長 1 人を委員長が指名して選出します。
委員長は、会務を総理し会議の議長となります。なお、委員長が欠けたときは副委員長が職務を代理します。

7 任期（設置要綱第4条関係）

委員の任期は 2 年（～2020年5月31日まで）となります。

8 会議（設置要綱第5条関係）

有識者会議は委員長が招集し、会議の議長となります。
また、委員の過半数（8人以上）の出席が会議の成立要件となります。
会議は、年 2～3 回程度の開催を予定しています。（原則として平日の昼間に開催）
なお、可能な限り、事務局において日程調整を行います。

9 会議及び会議録の公開

「霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会議は原則公開とし、要点記録により作成した会議録を市ホームページにおいて公開します。（発言者名は非公開）

10 報酬及び旅費の支給

会議に出席した場合、出会手当及び旅費を口座振込により支給します。

○霧島市ふるさと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する施策・取組を検討するに当たり、広く民間有識者等の意見を聴取することを目的として、霧島市ふるさと創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、霧島市地方創生推進本部設置要綱(平成27年霧島市告示第9-1号)第1条に規定する霧島市地方創生推進本部に対し、次に掲げる事項について、必要な助言、提案、報告等を行うものとする。

- (1) 霧島市ふるさと創生人口ビジョンの策定及び変更に関すること。
- (2) 霧島市ふるさと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び変更に関すること。
- (3) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政について優れた見識を有する者及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。
- 3 有識者会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、有識者会議の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 有識者会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 有識者会議において、委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

(最初の委員の任期)

- 2 この要綱の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初に開催される有識者会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

説明内容

- 1 霧島市ふるさと創生総合戦略の概要
- 2 霧島市ふるさと創生有識者会議の概要
- 3 霧島市ふるさと創生総合戦略推進に係る組織体制
- 4 今後のスケジュール

霧島市ふるさと創生有識者会議

【役割】

- ①人口ビジョンの策定及び変更
- ②総合戦略の策定及び変更
- ③総合戦略の推進及び効果検証に関する助言・提言等を行う。

【構成】

産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関、その他見識者（住民代表含む）15人

助言
提言
報告

霧島市地方創生推進本部

【役割】

- ①人口ビジョン及び総合戦略の策定及び改訂
- ②総合戦略に関する施策の推進及び進行管理
- ③その他本部長が必要と認める事項

【構成】

市の庁議構成員（市長、副市長、教育長、各部長、各総合支所長など）で構成

【役職】

本部長：市長
副本部長：副市長・教育長

報告

霧島市地方創生推進委員会

【役割】

- ①人口ビジョン及び総合戦略の策定及び改訂
- ②総合戦略に関する施策の推進及び進行管理の実務的な検討を行い、推進本部への報告を行う。

【構成】

企画部長、企画政策課長、各部の政策主幹課等の長及びグループ長などで構成

事務局
(企画政策課)

推進委員会の構成員は、必要に応じて、有識者会議に出席し、効果検証に関する説明や委員との意見交換なども実施

説明内容

- 1 霧島市ふるさと創生総合戦略の概要
- 2 霧島市ふるさと創生有識者会議の概要
- 3 霧島市ふるさと創生総合戦略推進に係る組織体制
- 4 今後のスケジュール

今後のスケジュール（平成30年度）

日程	会議種別	議事事項案
7月11日	第1回有識者会議	<ul style="list-style-type: none">・委員長及び副委員長の選出・地方創生推進交付金事業について・平成30年度関連予算・総合計画等
7月末～ 8月上旬	庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・総合戦略取組の効果検証（H29末実績）・総合戦略の改訂・今後の方針・スケジュール等確認
8月中旬 ～下旬	庁内推進本部	<ul style="list-style-type: none">・総合戦略取組の効果検証（H29末実績）・総合戦略の改訂・今後の方針・スケジュール等確認
9月中旬 ～下旬	第2回有識者会議	<ul style="list-style-type: none">・総合戦略効果検証への助言・提言等(H29末実績)・総合戦略の改訂への助言・提言等
9月末～ 10月上旬	庁内推進本部・ 推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・有識者会議からの助言・提言等報告

平成32年度以降の総合戦略について

国は6月に閣議決定を行った「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」で次期総合戦略の策定に取り組むことを表明している。本市においても、平成31年度から次期総合戦略の策定作業に着手する予定。